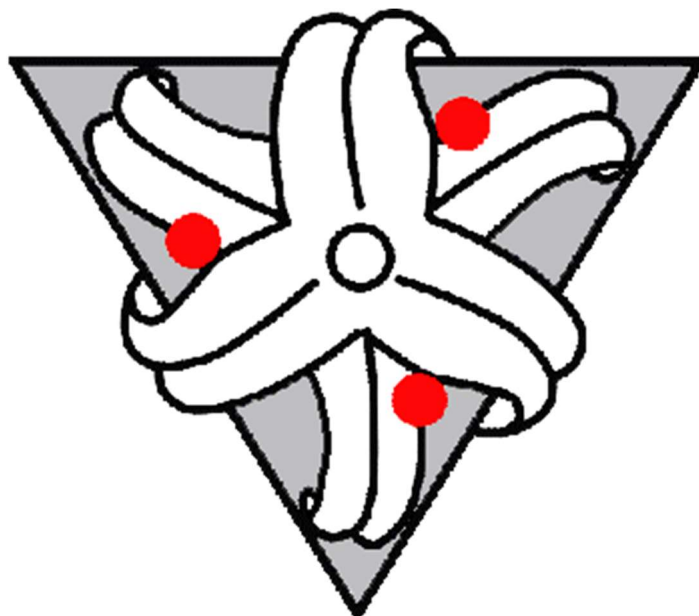


令和8（2026）年度 神奈川県立百合丘高等学校 生徒手帳



校章の由来

知・徳・体の3分野をあらわす3角面を基盤とし、その上に百合の花が咲き出ている図柄をデザインし、逆三角形（扇形）はY、または、末広がりを意味し若さ・百合丘・前途発展を象徴している。百合の花は県の花であると同時に地名の百合丘を象徴し、幾百人もの学校関係者が力を合わせて学校の発展を期するという念願を含んでいる。また校風である「清新さ」を百合の花の白であらわし、「潑刺さ」を花びらの間にのぞいてみえる球芽の赤であらわしている。

〒214-0036

神奈川県川崎市多摩区南生田4丁目2番1号

（代表）電話（044）977-8955 fax（044）976-8735

（1学年）電話（044）977-4712

（2学年）電話（044）977-4722

（3学年）電話（044）977-4732

神奈川県立百合丘高等学校校歌

Tempo di Marcia ♩=112~116

木俣修 作詞
真鍋理一郎 作曲

1. し ろ がねの ゆきのこるふじを かなたーに ゆり
 が おかのはる は あまね し ま ゆ わか き
 わ れーら つ ど いきてここ にまなぶ せ い じつ ひ
 と すじに き わめ て みら いに た か
 く はばた かん こう ーほは ま さーにと どーろけー
 り あ ー われらが 高 校 ゆりが お か

一、白銀の雪のこる 富士をかなたに
 百合丘の春はあまねし 眉若きわれら
 集いきてここに学ぶ
 誠実、ひとすじに究めて
 未来に高く羽ばたかん
 行歩はまさにとどろけり
 ああわれらが高校百合丘

二、さみどりの木木映ゆる 多摩の横山
 百合丘は風のかおれり 意気弾むわれら
 呼びかわしここに勢う
 潑刺、たくましく鍛えて
 試練に勁く堪えゆかん
 歓喜はすであふれたり
 ああわれらが高校百合丘

三、校塔の空渡る 鳥も声なく
 百合丘の冬は鎮めり 胸聴きわれら
 かえりみてここに思う
 沈静、つつましく励みて
 使命を肩に負いゆかん
 栄光はやもかがやけり
 ああわれらが高校百合丘

JASRAC 出 2105936-101
<https://www.jasrac.or.jp/>

四季歌

井上 弘 作詞
五十嵐 務 作曲

のびのびと ♩=96



1. はるのいろ てんちをつつみ せいしんのき くおんににおう



ふるきふみに そのなをのこす たまのよこやま



あさきみどりの しとねのごとく あわくかさなる ゆりがおか



まなびのまどの われらが むねきょうもあかるし

二、夏の土 灼熱に燃え

生々(せいせい)の 意気高らかに
濼刺(せきせき)の気 五体にみなぎる

学(まな)びの姿 若(わか)き勢(せい)いの

大(おほ)鷹(たか)のごと 強く羽(は)ばたく

百(もも)合(が)丘(か)学(まな)びの窓(まど)の われらが力(ちから)

今日(けふ)も新(あらた)らし

三、秋(あき)の空(そら) 無(む)限(げん)に青(あお)く

正(ただ)大(だい)の気(け) 四(よ)囲(い)に沸(わ)きたつ

あ(あら)たなる匠(たくみ)のあとの

多(た)摩(ま)の殿(てん)堂(だう) 清(きよ)き白(しろ)聖(せい)の

清(きよ)雲(うん)のごと 高(たか)くそ(そ)びゆ(ゆる)

百(もも)合(が)丘(か)学(まな)びの窓(まど)の われらが息(いき)吹(ふ)き

今日(けふ)も美(うつく)し

四、冬(ふゆ)の日(ひ)の 琥(こ)珀(はく)に輝(かが)み

自(じ)由(ゆう)の気(け) 胸(むね)奥(おく)にあ(あ)ふるる

静(しず)かなる 歴(れき)史(し)を(を)きざ(ざ)み

多(た)摩(ま)の本(ほん)流(りゅう) 近(ちか)き瀬(せ)音(ね)の

銀(ぎん)鈴(ね)のごと 澄(す)みて流(なが)るる

百(もも)合(が)丘(か)学(まな)びの窓(まど)の われらが心(こころ)

今日(けふ)も麗(うる)し

目 次

教育方針	5
学 則	6
日課時刻表	11
悪天候等における授業等の対応について	12
生徒心得	13
体育施設利用について	17
部室使用心得	18
図書館利用心得	19
視聴覚教室利用上の注意	20
保健室の利用について	21
学校感染症について	22
日本スポーツ振興センターについて	23
生徒相談室の利用について	24
ロッカー使用規定	25
事務室窓口について	26
諸会費について	27
生徒会会則	28
各種委員会細則	32
部・同好会細則	34
生徒会選挙管理細則	36
生徒会会計細則	38
生徒会慶弔規定	39
生徒会組織図	40
同窓会会則	41

教育方針

1. スクールミッション

広く社会に貢献し主体的に行動できる心豊かな人材の育成

2. 教育目標

- 多様化する社会のニーズに対応する「しなやかさ」をもち、困難な課題にも協働しながら「たくましく」臨んでいく「社会実践力」「自己肯定感」を育成する。
- 自己実現を図る生涯学習者としての態度を育成し、主体的にグローバル社会の形成に参画するための進路選択を促す。
- 課題を多角的に探究し、本質をとらえ、論理的に解決することのできる思考力・判断力・表現力等を育成する。
- 「自らが社会の創り手となる」という強い責任感のもと、自立・躍動・躍進し、かつ自分と他者とのウェルビーイングを追求する態度を育てる。
- 社会に開かれた教育課程の実現のため「地域に開かれた学校」から「地域とともにある学校」づくりを推進する。

3. 百合丘プライド「清新潑刺」

清く、正しく行動する。

新しい自分に向かって挑戦する。

自らの考えを**発**信する。

社会のために**潑刺**と生き生きと行動する。

神奈川県立百合丘高等学校学則

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
 - 第2章 学年、学期、休業日等（第7条～第11条）
 - 第3章 教育課程及び教科書（第12条、第13条）
 - 第4章 修了及び卒業の認定等（第14条～第16条）
 - 第5章 入学、転学、留学、休学、退学等（第17条～第30条）
 - 第6章 賞罰（第31条、第32条）
 - 第7章 授業料等（第33条）
 - 第8章 職員組織（第34条）
- 附 則

第1章 総 則

（名称）

第1条 この学校は、神奈川県立百合丘高等学校と称する。

（目的）

第2条 この学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育を施すことを目的とする。

（位置）

第3条 この学校の位置は、神奈川県川崎市多摩区南生田4丁目2番1号とする。

（課程及び学科）

第4条 この学校の課程及び学科は、全日制の課程、普通科とする。

（定員）

第5条 生徒の定員は、別に定めるところによる。

（修業年限）

第6条 修業年限は、3年とする。

2 生徒がこの学校に在学することができる年数は、6年とする。ただし、校長が6年を超えて在学することについて特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

第2章 学年、学期、休業日等

（学年）

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から3月31日まで

（休業日）

第9条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（第 3 号に該当するものを除く。次号において同じ。）

(2) 土曜日・日曜日

(3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日

(4) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 29 条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日（前 3 号に該当するものを除く。）

2 前項第 3 号及び第 4 号に規定する休業日の日数は、第 9 条に定める学年で通算して 60 日以内とする。

（振替授業）

第 10 条 校長は、学校行事としての体育祭、文化祭等恒例の行事を行う場合その他教育の実施上特別の事情がある場合は、授業日と休業日をまたは休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

（臨時休業）

第 11 条 校長は、非常変災その他急迫の事情がある場合または教育の実施上特に必要と認める場合は、臨時に授業を行わないことがある。

第 3 章 教育課程及び教科書

（教育課程）

第 12 条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

2 各教科に属する科目及び総合的な学習の時間、総合的な探究の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

（教科書等）

第 13 条 この学校において使用する教科書（教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項の規定による教科書をいう。）は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が採択したものである。

2 前項に規定する教科書がない場合には、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することができる。

第 4 章 修了及び卒業の認定等

（修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与）

第 14 条 校長は、各学年の課程の修了を認定するにあたっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

（卒業認定等の基準）

第 15 条 前条に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続きは、校長が別に定める。

（原級留置き）

第 16 条 校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかった生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留置くことがある。

第5章 入学、転学、留学、休学、退学等

(入学資格)

第17条 この学校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 中学校またはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者。

(2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者。

(3) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者。

(6) その他校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

(編入学資格)

第18条 第1学年の途中または第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学の志願)

第19条 この学校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選抜)

第20条 入学者の選抜は、教育委員会の定めるところに従い、校長がこれを行う。

2 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

(入学の許可及び手続き)

第21条 入学の許可は、校長がこれを行う。

2 入学を許可された者は、指定された日までに保証書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

3 保証書の保証人は、保護者以外の者で原則として神奈川県内に住所を有し、かつ、独立の生計を営む成年者であって、入学を許可された者の入学検定料等の納付の債務の履行を保証することができる者でなければならない。

(転学)

第22条 校長は、他の高等学校からこの学校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する生徒は、転入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 転入学者の選抜は、校長がこれを行う。

第23条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第24条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

2 留学を志望する生徒は、留学願を校長に提出しなければならない。

3 留学についてのその他の取扱いは、校長が別に定める。

(休学及び退学)

第25条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学または退学しようとするときは、保護者は、休学願または退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

3 校長は、生徒のうちに休養または療養の必要があると認める者がいるときは、休学を命ずることがある。

(復学及び再入学)

第26条 休学中の生徒が休学期間の満了前に復学しようとするときは、保護者は、復学願に医師の診断書等その事実を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願他所定の書類を校長に提出しなければならない。

3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠席)

第27条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため欠席しようとするときは、保護者は、欠席届を校長に提出しなければならない。

(出席停止)

第28条 校長は、生徒が感染症にかかり、またはそのおそれがあるときは、その者に対し出席を停止させることがある。

(忌引)

第29条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、これを許可することがある。

(氏名または住所の変更)

第30条 生徒は、氏名または住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

2 生徒は、保護者若しくは保証人の変更またはそれらの氏名若しくは住所に変更があったときは、速やかに生徒等身上事項異動届を校長に提出しなければならない。

第6章 賞 罰

(表彰)

第31条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することがある。

(懲戒)

第32条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 授業料等

(授業料等)

第33条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和33年神奈川県条例第3号）の定めるところによる。

2 校長は、正当な理由がなく授業料等が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席停止または退学の処分を行うことがある。

第8章 職員組織

(職員組織)

第34条 この学校の職員組織は、校長が別に定めるところによる。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 令和2年度における第9条第2項の規定の適用については、同項中「60日以内」とあるのは「40日以内」とする。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年7月22日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

日課時刻表

【55分×6時間の時程】

校時	時間
H R	8 : 30 ~ 8 : 40
1校時	8 : 40 ~ 9 : 35
2校時	9 : 45 ~ 10 : 40
3校時	10 : 50 ~ 11 : 45
4校時	11 : 55 ~ 12 : 50
昼休み	12 : 50 ~ 13 : 35
5校時	13 : 35 ~ 14 : 30
6校時	14 : 40 ~ 15 : 35
H R	15 : 35 ~
清掃	

【50分×6時間の時程】

校時	時間
H R	8 : 30 ~ 8 : 40
1校時	8 : 40 ~ 9 : 30
2校時	9 : 40 ~ 10 : 30
3校時	10 : 40 ~ 11 : 30
4校時	11 : 40 ~ 12 : 30
昼休み	12 : 30 ~ 13 : 15
5校時	13 : 15 ~ 14 : 05
6校時	14 : 15 ~ 15 : 05
H R	15 : 05 ~
清掃	

悪天候等（「気象警報」及び「Jアラート」発令時）に おける授業等の対応について

- 1 神奈川県東部及び横浜・川崎地域に（暴風）・（大雪）・（暴風雪）・（暴風特別）・（大雪特別）・（暴風雪特別）警報のいずれかが発令された場合、又はJアラートが神奈川県に発令された場合は自宅待機とします。
- 2 川崎地区に土砂災害警戒情報（レベル4）が発令された場合は自宅待機とします。
- 3 待機中は自宅学習とします。~~緊急時の授業対応。~~

緊急時の授業対応

解除基準時間	警報の内容	臨時措置
午前6：00	すべてが解除されている場合	平常授業
午前9：00	すべてが解除されている場合	10：30 登校 3校時から授業
午前11：00	すべてが解除されている場合	13：15 登校 5校時から授業

- 4 警報が解除され交通機関に支障がない場合は安全を確認して登校してください。ただし、自宅地域での警報が出ている場合や登校が難しい生徒は自宅学習とします。
- 5 情報の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等で正確な情報を入手してください。
- 6 気象情報の基準は、気象庁 | 警報・注意報 (jma.go.jp)としています。
気象庁 | 警報・注意報 (jma.go.jp)

生徒心得

学校の運営は、学則の定めるところによって行われるが、なお、生徒が日常生活において、秩序を守り、学習の効果を高め、品性を培うために守るべき細則をここに示し、清新潑刺とした校風を樹立するための指針とする。

第1章 登下校

- 1 朝は8時30分までに登校する。
- 2 通学は「生徒カード」に記入した方法で行う。
- 3 通学時に、万一事故があった場合は速やかに学校にも連絡する。
- 4 自転車通学をする者は、所定の用紙により届け出て学校の許可を受ける。自宅から最寄りの駅まで自転車を使用する場合もこれに準ずる。通学に使用する自転車には、指定のシールを貼る。必ず自転車損害賠償責任保険へ加入する。学校に駐輪する場合は、指定の場所に駐輪する。
- 5 休業日も含めて、オートバイ・自動車を登下校に使用することは制服、私服にかかわらず禁止する。(家族以外の者が運転するオートバイ・自動車への同乗も含む。)また、登下校以外でも、制服を着用しての乗車や学校活動の交通手段としてオートバイ・自動車を使用することを禁止する。
- 6 放課後も校内に残るときは、クラス担任・部顧問等の許可を受ける。その場合も、午後7時までに下校する。下校の際は、戸締り・消灯を確認する。

第2章 学校生活

- 1 学校の備品は許可を得て使用する。
 - 2 誤って備品や建物を破損した時は、速やかに届け出る。
 - 3 展示・掲示等は生徒会の許可を得て行う。
 - 4 他校の部、生徒会等の団体との交流は担当職員の許可を得て行う。
 - 5 校内で発病したり、けがをしたときは速やかに申し出る。
 - 6 各クラスで、金銭その他物品の徴収をするときは、クラス担任の許可を得る。
- ※ 所定の手続きに従って、許可を得てから徴収を行うこと。なお返金が出た場合の手続きは、別途定めに従い返金すること。

第3章 所持品・貴重品

- 1 登校時から下校時に、ピアス・ネックレス・指輪等のアクセサリーの着用を禁止する。
- 2 授業中のスマートフォン・携帯電話は着信音・バイブレーター等を作動させない。使用は、担当教員が許可した場合のみとする。
- 3 所持品には必ず記名する。
- 4 金銭、貴重品、その他の所持品の保管には十分留意する。
- 5 金銭、貴重品を紛失した時、また、それを拾得した時は、すぐにクラス担任に届け出る。

6 学業に関係のないもの及び危険物等を持ち込まない。

第4章 服装等について

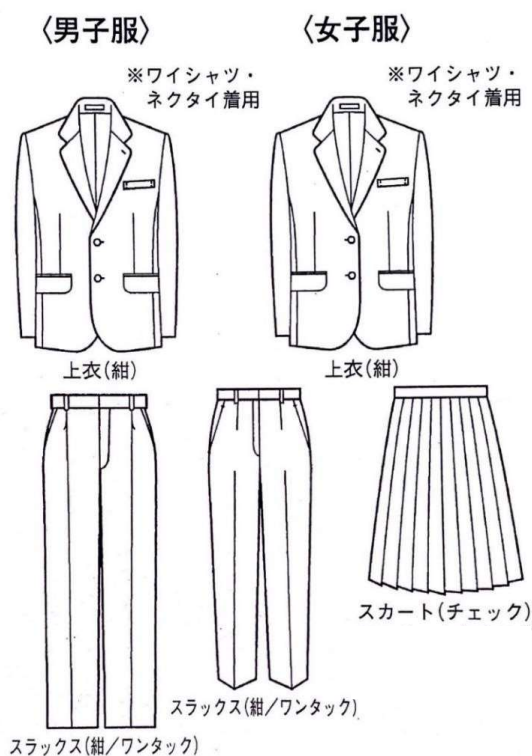
制服は以下の通りとする。

男子	女子
白のワイシャツ	白のワイシャツ
指定のネクタイ	指定のネクタイまたはリボン
ブレザー	ブレザー
スラックス	スカート（スラックス）
学校指定のニット類	学校指定のニット類
校章	校章

※礼式・儀礼などの行事の場合はネクタイを着用する。

特別の指示のない場合、女子はネクタイの代わりに指定のリボンの着用を可とする。

※夏服は略服として、上着を脱ぐことができる。



1 登下校、在校時間中は、定められた制服を着用する。

- 2 ワイシャツは白色無地のものを着用する。ただし、夏期に白のポロシャツ（ワンポイントは可）を着用してもよい。
- 3 制服には校章をつける。
- 4 体育館シューズは指定のものを使用する。
- 5 衣替えは6月1日及び11月1日とする。

移行期間について

※1 移行期間については別途定める。

※2 衣替え移行期間中は、夏服・冬服併用を可とする。

- 6 オーバー・コート等の防寒着は、ブレザーの上に着用すること。
- 7 頭髪については、染色・脱色・パーマ等手を加えることを禁止する。
- 8 やむを得ない事由により異装を必要とする場合は、速やかに担任に届ける。
- 9 サンドル・スウェット・ジャージ等での登下校は禁止する。

第5章 諸願い・諸届

- 1 在校時間中の外出は禁止する。やむをえず外出する時は、クラス担任に届け出て、外出許可証を携帯する。
- 2 欠席・遅刻・早退・欠課及び忌引をする場合には、事前に、原則として保護者が連絡をする。
- 3 忌引は次の通りである。

父母 7日

祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹 3日

その他の近親 1日

なお、遠隔地については、延長ができる。

- 4 授業中、病気その他の理由で退出する時は教科担任の許可を受ける。
- 5 特別の理由により所定の服を着用できない場合は、異装届に記入し許可を受ける。
- 6 旅行・キャンプ・登山等は事前に旅行届を担任に提出する。
- 7 万が一、交通事故にあった場合は、後日、クラス担任を通じて事故報告書を提出する

第6章 テスト受験

- 1 机の中は空にし、机上には筆記用具のみとする。下敷き、筆箱も机上には置かず、カバンに入れておくこと。(机の上の落書きは事前に消しておく。)
- 2 荷物はカバンに入れ、教室の前後に置く。
(スマートフォン等は電源を切り、カバンに入れる。時計機能等の利用のために机上に置いておくことも厳禁とする。)
- 3 窓側から出席番号順に着席する。
- 4 テスト用紙配布後の私語は禁止する。
- 5 終了の合図があっても、テスト用紙の回収が終わるまで私語をせず、席を立たない。
- 6 試験用紙の回収は、原則として列の一番後ろの生徒が行うこと。

- 7 カンニング等の不正行為は、厳禁とする。(計算機能付きの腕時計を見る・文字情報表示の携帯機器を見るなどの行為はカンニングと見なす。)
- 8 途中退席は原則として認めないが、体調不良等困ったことがある場合は、手を挙げて監督の教員の指示をおおぐこと。

体育施設利用について

1 体育館・武道場の利用

授業並びに各種行事の場合には、既定の「体育館シューズ」を用いる。(部活動で使用する際には部活動専用シューズを用いてもよい。)

飲食の持ち込みを禁止する。(但し、水筒や蓋のあるペットボトルなどは可とする。)

消火器・警報機などは非常の場合以外に手を触れない。

施設使用後は、清掃・消灯を確認して戸締りする。

2 プールの利用

授業・部活動以外では利用できない。

別紙利用規定に則り、利用すること。

3 その他の体育施設利用

保健体育科の教員に許可を受け、利用届に記入してから利用する。(体育備品・器具・用具を含む。)

部室使用心得

- 1 部室は部活動以外の目的で使用してはならない。
- 2 使用時間は原則として放課後より下校時までとする。
- 3 部員以外の生徒の使用は禁止する。
- 4 火気の使用を厳禁する。
- 5 整理、整頓、衛生に留意し、使用後の清掃を行うこと。
- 6 戸締りに留意して盗難等の起らぬよう注意し、貴重品は室内に置かないこと。(部活動中は施錠すること。)
- 7 使用後は消灯と施錠の確認を行い、鍵は所定の場所に返還する。(鍵は各部の鍵責任者が扱うこと)
- 8 施設、物品に破損を生じた場合は、ただちに顧問に申し出、職員に連絡する。
- 9 トレーニング室等の使用については職員に申し出る。
上記の心得に違反した場合は、原則として全部室の使用を禁止する。
部室使用に関する細則は別途定める。

図書館利用心得

1 開館日及び開館時間

平日は午前9時より午後4時30分までとする。

2 資料の貸出し

館外帯出希望者は、資料を持って係に申し出、手続きを受ける。

一般図書の貸出しの期限は2週間とする。辞典、その他の資料については、貸出冊数、貸出期限に制限を設けることがある。

貸出及び返却受付は、図書整理その他の都合により制限することもある。

返却延滞者については督促状を発行する。

資料を紛失、汚損した場合は速やかに係に申し出て指示に従う。事情により現物弁償もしくは同等の金額を収めさせることがある。

3 その他

図書館では原則飲食禁止とする。ただし、図書館行事として定められた期間内は規定を守った上で飲食を可能とする。

視聴覚教室利用上の注意

- 1 鍵と機器は視聴覚係の先生から借り、必ずその日のうちに指定された場所に返却すること。(鍵のまた貸し等は絶対にしてはならない)
- 2 使用後は必ず椅子をあげ消燈し、窓を閉めて、カーテンを開ける。紙くず等を残さないこと。
- 3 飲食禁止とする。
- 4 視聴覚準備室内のVTRシステムには、絶対に手をふれないこと。(録画業務にさしさわることがあります)
- 5 視聴覚準備室には必要のない限り立ち入らないこと。

保健室の利用について

保健室は、ケガ等の応急処置や体調不良時の休養だけでなく、健康上の疑問や不安について相談したり、高校生活をより健康的に過ごすために支援する場所です。

保健室での手当は当日の応急処置だけです。また、体調不良時の休養は、1時間程度を目安とします。その後は、必要に応じて専門医の治療を受けるなどしてください。

朝から体調が悪い場合は、無理をせず体調を整えてから、登校するようにしてください。また、内服薬は渡していないので、各自で用意してください。

学校感染症について

以下の「学校感染症」にかかったと医師に診断されたら、その旨を学校に連絡してください。医師の登校許可が出るまでの期間「出席停止」となり、欠席扱いになりません。医師の許可が出て登校したら、本校学校ホームページ掲載の「出席停止報告書」をダウンロードし保護者に必要事項を記入してもらい提出してください。その際、裏面に受診した医療機関発行の領収書の写し等を添付してください。

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全施行規則より）

第一種 [感染症法の一類感染症及び二類感染症(結核を除く)]

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ

第二種 [空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒のり患が多く、学校において流行を

広げる可能性の高い感染症]

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 [学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症]

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、

その他の感染症 [第三種の感染症として扱う場合もある]

※その他の感染症とは

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的な措置を取ることができる疾病です。

出席停止の判断は、感染症の種類や学校における発生・流行の状況により判断するものであり、罹患したとしても、直ちに出席停止の対象となるものではありません。

対象になる疾病は以下のようなものがあります。

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染病紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等

日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下（授業中、休憩時間、部活動、通常の経路による登下校中等）において、負傷し医療機関にかかった場合（健康保険証を使つての総医療費が1500円以上）、災害共済給付金が支給される制度です（毎年度保護者に共済掛金の一部を負担していただいています）。ただし、交通事故の場合は、自賠責法が適用されるため対象外となります。

〈給付までの流れ〉

学校管理下で負傷し医療機関を受診したことを、当該授業担当者、部活動顧問あるいは学級担任の先生に報告する



保健室から必要書類を受け取る



受診している病院に書類を提出する



治療翌月、または治療終了時に病院より書類を受け取る



病院からの書類等を保健室に提出する



提出から数ヶ月後に保護者指定の金融機関口座へ給付金が振り込まれる

生徒相談室の利用について

本校では、生徒の皆さんが直面しているいろいろな悩みを話す場として、生徒相談室が設置されています。ここでは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが来校日に相談にのってくれます。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの来校日以外でも必要に応じて専門機関と連携を図っていきます。保護者からの相談も受け付けています。

場 所

生徒相談室（B棟4階PC室隣）

方 法

保健室の先生、各学年の教育相談担当の先生、及び担任の先生に声をかけてください。
※スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの来校日については、事前に学校ホームページ等でお知らせします。

ロッカー使用規定

1 使用場所

一人一箇所を使用することができる。

担任より指定された場所を使用する。自分のロッカーを他人に貸してはならない。

2 ロッカーの破損防止と破損の際の届け出

ロッカーは大切に使い、破損しないようにすること。

万が一、破損した場合には、直ちに担任を通じて管理運営グループの担当者まで破損届を提出すること。

破損の際の修理費用は、原則として破損者の全額負担とする。

3 使用方法・注意事項

鍵を使用すること。鍵は入学時にまとめて用意するがその後紛失・破損などがあった場合は各自で用意し、管理すること。

ロッカー内に危険物、なまもの、学校に持ちこみが禁止されているものを入れてはならない。

ロッカー内外への落書き、シール貼りは厳禁とする。

ロッカーの上に乗ること、重い物を載せることは禁止する。

ロッカーの設置場所からの移動は原則として禁止する。

4 ロッカーの明渡し時の注意

ロッカーは、1年間借用するのであるから、次の人が気持ちよく使えるように良識ある使用に心掛ける。

明渡しの際は、ロッカー内外、扉等をきれいにすること。万が一、使用期限後に残っているものがあれば、処分するので注意すること。

明渡しの際は、個人的に使用していた鍵は撤去すること。

5 ロッカー使用の禁止

規定が守れない場合は、担任はロッカーの使用を禁止することができる。

事務室窓口について

1 事務手続きについて

各種証明書等が必要な場合、申請書に必要な事項を必ず黒か青色のボールペンで記入のうえ、担任の先生へ提出してください。書き損じた場合修正液等は使わず、余白に書き直ししてください。

なお、必要な用紙類は事務室窓口に用意してあります。※学校 HP よりダウンロードできます。

こんな場合	提出する申請書	添付書類
扶養控除申告・資格取得等で在学証明書が必要	在学証明書交付願	
進学で調査書・推薦書・成績証明書等が必要	証明書等交付願	
住所・氏名・保護者等に変更があった	生徒等身上事項異動届	・生徒証 ・住民票のコピーまたは住民票記載事項証明書
公共交通機関の通学区間が変わった	生徒等身上事項異動届	生徒証
生徒証を紛失した	生徒証再交付願	再発行用生徒証（制服着用した写真貼付済み） ※台紙は事務室にあります。
定期券を購入したい	通学区間が記載された生徒証で購入できます	
社会見学や保護者の帰省に同行等により学割証が必要	・生徒旅客運賃割引証交付願 ・旅行届	

※諸注意

- (1) 各種証明書等の発行は原則申請して7日前後かかります。
- (2) 住民票記載事項証明書を添付書類とする場合は市役所や区役所で証明されたものを提出してください。
- (3) 定期券の区間は生徒証に記載の通学区間となります。
- (4) 学割証の発行は、保護者の旅行や帰省への随伴、就職・進学のための受験、学校が修学上適当と認めた社会見学や教育活動への参加等に限られます。

2 その他

生徒への外部からの電話は、緊急以外は取次ぎできません。

諸会費について

諸会費は、次のとおりであり、年1回（上半期に予定）原則として金融機関口座からの口座振替とする。

P T A会費	(月額) 330 円×12 カ月
教育振興費	(月額) 750 円×12 カ月
特別教育振興費	(月額) 50 円×12 カ月
生徒会費	(月額) 470 円×12 カ月
図書費	(月額) 200 円×12 カ月
学年費	(学年により異なる)

* 口座振替手数料 1回 88 円

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は神奈川県立百合丘高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は川崎市多摩区南生田4丁目2番1号、神奈川県立百合丘高等学校内に置く。

第3条 本会は本校の教育方針に基づき、生徒相互の信愛を深め、生徒としての責任を自覚し、自主的で清新刺とした高校生活を樹立することを目的とする。

第2章 組織・機関

第4条 本会は全校生徒をもって組織する。

第5条 本会の目的を達成するために次の機関を置く。

本部 選挙管理委員会 生徒総会 評議委員会 議長団 学級委員会 各種委員会 部・同好会 会計監査

第3章 本部役員

第6条 本部は本会の執行機関であり、生徒総会・評議委員会の決議に基づき、会長の名において必要な事務を執行する。

第7条 本部に次の役員をおく。

会長（1名） 副会長（2名） 書記（2名） 会計（2名）

会長は本会を代表し、会務を総括し、運営の責任を負う。

副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその任務を代行する。

書記は本会のすべての事務を記録・保管する。

会計は本会の予算・決算書を作成し、生徒総会の承認を得る。

原則として会長は2年生から、その他の役職は1年生と2年生から1名ずつを選出する。ただし、立候補者が定員に満たない場合や学級委員の推薦を受ける場合にはこの限りではない。

第4章 本部役員を選出及び解任

第8条 選挙の公正をはかるために選挙管理委員会をおく。選挙に関する細則は別途定める。

第9条 役員選挙権は生徒全員に、被選挙権は1、2学年全員に与えられる。

第10条 本部役員を選出は全会員選挙によりこれを行う。

第11条 本部役員の任期は10月より翌年の9月末までとする。

第12条 本部役員が欠けたときに、評議委員会が必要とみなした場合は、補欠選挙を行う。

この場合、任期は残任期間とする。

第 13 条 本部役員は会員の 3 分の 1 以上の署名要求が議長に提出された場合には、総会にかけて解任することができる。

第 5 章 生徒総会

第 14 条 生徒総会は本会の最高議決機関であり、本会の目的達成に努めることを基として、次の事項を審議する。

年間活動計画・予算決議・決算承認・部の新設廃止・会則改正その他評議委員会が、必要と認めた案件。

第 15 条 通常会は年 1 回とし、3 月に開く。

第 16 条 臨時総会は、次の場合に校長の承認を得て、会長が招集する。

校長・生徒会顧問が必要と認めた場合。

本部が必要と認めた場合。

評議委員会が必要と認めた場合。

全会員の 3 分の 1 以上の要求があった場合。

第 17 条 総会は全会員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、議決は、出席者の過半数により行う。ただし、会則の改正については、出席者の 3 分の 2 以上の承認により行う。

第 6 章 評議委員会

第 18 条 評議委員会は総会に次ぐ議決機関で、本部役員、議長団、学級委員会、文化・体育部各部・各会代表、各種委員長で構成し、生徒会全般の問題を審議する。

第 19 条 評議委員会は次の場合に会長が招集する。

生徒会顧問が必要と認めた場合。

本部が必要と認めた場合。

本部役員以外の委員の 5 分の 1 以上の要求があった場合。

第 20 条 評議委員会の定足数、議決数は生徒総会に準じる。

第 7 章 議長団

第 21 条 本会には次の議長団をおく。議長団は常に中立を保持し、生徒総会・評議委員会の進行をはかる。

議長（1 名）副議長（1 名）書記（2 名）

議長は総会・評議委員会を主宰する。

副議長は議長を補佐し、議長が事故ある時は、その任務を代行する。

書記は生徒総会・評議委員会に関する議事を記録・保管し議事事項を公示する。

第 22 条 議長団は学級委員の中から互選により選出し、評議委員会で承認を得る。

第 23 条 議長団の任期は、学級委員の任期と同じとする。

第8章 学級委員会

第24条 本会に、各クラス代表1名からなる学級委員会をおく。

第9章 各種委員会

第25条 本会に専門委員会・特別委員会及び臨時委員会をおき、本部・顧問の指導のもとに学校生活に必要な仕事を分担し遂行する。

第26条 各種委員会はホーム・ルームにより選出された委員で構成される。各種委員会に関する細則は別に定める。

第10章 部・同好会

第27条 本会に第3条の目的達成のため部をおく。部に関する細則は別に定める。

第28条 本会に第3条の目的達成のための同好会をおく。同好会に関する細則は別に定める。

第29条 部・同好会に顧問をおき、指導助言を与える。

第11章 会 計

第30条 本会の経費は会費その他でこれをまかなう。

第31条 会費は月額470円とする。

第32条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第33条 予算は本部役員が原案を作成し、評議委員会で審議し、総会の承認を得る。

第34条 決算は本部役員が決算書を作成し、会計監査を受けたのち、評議委員会及び総会に報告し承認を得る。

第35条 会計に関する細則は別に定める。

第12章 会計監査

第36条 本会に会計監査をおく。会計監査は、厳正に会計監査を行い、評議委員会、総会に報告する。

第37条 会計監査は、学級委員の中から互選により選出し、評議委員会で承認を得た1、2年生より2名とする。ただし、学級委員をのぞく他の委員や部長を兼任することはできない。

第38条 会計監査の任期は4月より3月とする。

第13章 校長・顧問

第39条 校長は本会に関する最終決定権を有する。

第40条 校長は教諭若干名を本会の顧問に定める。顧問は本会の健全な発展のために指導助言を与える。

第14章 補 足

第41条 本会則の改正は会員の過半数の要求があった場合及び評議委員会が必要とみなした場合、評議委員会及び総会の3分の2以上の承認と校長の同意を必要とする。

第42条 本会則施行にあたり、施行細則が必要な場合にはそれを設けることができる。細則の改正は評議委員会の出席者の過半数の賛成を必要とする。

付 則

本会則は、1976年（昭和51年）1月12日より施行する。

本会則は、1981年（昭和56年）3月23日に改正、
1981年（昭和56年）4月1日より施行する。

本会則は、1993年（平成5年）3月に改正、
1993年（平成5年）4月1日より施行する。

本会則は、1994年（平成6年）7月16日に改正・施行する。

本会則は、1998年（平成10年）3月23日に改正、
1998年（平成10年）4月1日より施行する。

本会則は、2011年（平成23年）3月25日に改正し、
2011年（平成23年）4月1日より施行する。

本会則は、2025年（令和7年）3月25日に改正し、
2025年（令和7年）4月1日より施行する。

各種委員会細則

第1条 本細則は本会会則の第26条によって定め、積極的に学校及び生徒会活動に協力するために、次の専門委員会を置く。

環境美化、体育、社会福祉、保健、生活、防災、図書、行事運営、風音祭実行（ただし、各委員は各学級より選出する）

また、次の特別委員会を置く。

新聞、視聴覚

また必要に応じて臨時委員会を置くことができる。

第2条 専門委員会・特別委員会・臨時委員会は、次の役員及び顧問を置く。

委員長1名 副委員長1名

顧問若干名 その他必要に応じて役員を置く。

第3条 委員長は、当委員会を統率する義務を有し、総会及び評議委員会等において所轄事項の説明答弁をしなければならない。

第4条 環境美化委員会は、校内環境衛生の向上を目的とする。

第5条 体育委員会は、球技大会の中心となって活動することを目的とする。

第6条 社会福祉委員会は、各種福祉活動の推進にあたる。

第7条 保健委員会は、学校の保健衛生計画実施に協力する。

第8条 生活委員会は、交通安全の推進と校内生活向上に協力する。

第9条 防災委員会は、学校の防火・防災計画の実施に協力する。

第10条 図書委員会は、学校図書館の管理運営に協力し、その企画を行う。

第11条 行事運営委員会は、生徒会行事（風音祭を除く）の運営にあたる。

第12条 体育祭実行委員会、文化祭実行委員会は、風音祭の企画運営にあたる。

第13条 新聞委員会は、生徒会と学校の諸活動の広報に当たり、「学校新聞」などを発刊する。

第14条 視聴覚委員会は、校内放送の管理運営に協力し、その企画を行う。

第15条 臨時委員会は、その人選、運営方法などは評議委員会の決議にもとづいて行う。その目的の達成の後は解散する。

第16条 専門委員会、臨時委員会の会議の定足数は、全委員の3分の2以上とし、出席委員の過半数の同意で決定する。

第17条 専門委員会、臨時委員会は、委員長が必要に応じて顧問を通じ随時これを開く。

付 則

本細則は、1976年（昭和51年）1月28日より施行する。

本細則は、1993年（平成5年）12月1日に改正して施行する。

本細則は、1998年（平成10年）3月17日に改正し、1998年（平成10年）4月1日より施行する。

本細則は、2007年（平成19年）3月23日に改正し、2007年（平成19年）4月1日より施行する。

本細則は、2013年（平成25年）3月22日に改正し、2013年（平成25年）4月1日より施行する。

部・同好会細則

第1条 本細則は、本会会則の第27条、第28条によって定める。

第2条 会員は、2つ以上の部及び同好会に属することも可とする。

第3条 部を発足させる時には、次の規定による。

同好会として2年以上活動し以後継続性が認められる場合。

名称・目的・活動内容・予定顧問・生徒責任者（2名）・人員（10名以上）を記載の上、会長に提出し、評議委員会は、体育部・文化部の意見を尊重し、評議委員会と総会の承認を得て、校長の許可を得る。

部の新設期間は、原則として7月～10月までとする。尚、同好会の場合は随時とする。

第4条 第3条によって成立した部は、次年度より予算が支給される。

旧年度内に部資格を有する同好会については、予算編成の段階に予備費にある一定額の予算に入れておく。

新年度以降、部資格を有する同好会については、体育部は登録費の支給、文化部は上記程度の予算を支給する。

第5条 同好会を発足させるには、次の規定による。

名称・目的・活動内容・活動場所・予定顧問・生徒責任者（2名）・人員（10名以上）を記載の上、会長に提出し、評議委員会は、体育部・文化部の意見を尊重し、評議委員会と総会の承認を得て、校長の許可を得る。

第6条 同好会を部に昇格させるには、第3条による。

第7条 同好会には原則として、予算は与えられないものとする。部に昇格した際の予算は、次年度から支給される。

第8条 本会には、次の部及び同好会を置く。

（文化部）軽音楽、茶道、吹奏楽、美術、料理、メディア・クリエイション、鉄道研究（同好会）、E S S（同好会）

（体育部）サッカー、水泳、ソフトボール、卓球、チアリーディング、テニス、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、ハンドボール、野球、陸上競技、ワンダーフォーゲル、ダンス

第9条 次の各項に該当する部は、廃部とする。

評議委員会において3分の2以上が、その目的・活動内容に反すると認めた場合。

部より提出された廃部届が、評議委員会に出された場合。

校長が、部の活動が生徒会会則に反し、学校に迷惑をおよぼしたと認めた場合。

第10条 次の各項に該当する同好会は、廃会とする。

評議委員会において3分の2以上が、その目的・活動内容に反すると認めた場合。

同好会より提出された廃会届が、評議委員会に出された場合。

休会状態が2年続いた場合。

校長が、同好会の活動が生徒会会則に反し、学校に迷惑をおよぼしたと認めた場合。

第 11 条 次の各項に該当する部及び同好会は、休部及び休会となる。

人数が 0 名となった場合。

部及び同好会より提出された休部、及び休会届が評議委員会の承認を得た場合。

評議委員会においてその必要を認めた場合。

第 12 条 休部及び休会中の部及び同好会は、評議委員会の承認を得た場合、活動を再開することができる。

第 13 条 部及び同好会が、その名称及び活動内容を変更する場合は、評議委員会の承認を得る。

付 則

本細則は、1976 年（昭和 51 年）1 月 28 日より施行する。

本細則は、1993 年（平成 5 年）12 月 1 日に改正して施行する。

本細則は、1998 年（平成 10 年）3 月 17 日に改正し、1998 年（平成 10 年）4 月 1 日より施行する。

本細則は、2007 年（平成 19 年）3 月 23 日に改正し、2007 年（平成 19 年）4 月 1 日より施行する。

本細則は、2014 年（平成 26 年）9 月 30 日に改正し、施行する。

本会則は、2026 年（令和 8 年）3 月 19 日に改訂し、2026 年（令和 8 年）4 月 1 日より施行する。

生徒会選挙管理細則

第1章 総 則

第1条 神奈川県立百合丘高等学校生徒会会則第8条に基づき生徒会選挙管理細則を設ける。

第2条 本細則は生徒会選挙の公正をはかることを目的とする。

第3条 選挙に関する事務は選挙管理委員会が生徒会顧問の指導助言を受けて本細則に従い、執行する。

第2章 選挙管理委員会

第4条 選挙管理委員会は選挙の施行に当たり、ホームルームより選出された委員によって構成される。選挙管理委員会は常に中立を維持し公正な選挙の実施につとめる。

第5条 選挙管理委員会に委員の互選により次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1名

委員長は委員会を代表し選挙に関する業務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、議事の記録を行い委員長に事故あるときはその任務を代行する。

第6条 選挙管理委員会は第3章以下、選挙規定に従い、次のことを決定し実施する。

選挙日程 選挙の公示 立候補の受付 候補者の推薦 立会演説会 投票開票 (7) 発表 (8) その他必要事項

第3章 選挙規定

第7条 生徒会役員の選挙は前期に終わらなければならない。補欠選挙は必要に応じ実施される。

第8条 選挙に対する告示は原則として投票日の7日前とする。

第9条 生徒会役員に立候補しようとする者は、支持者1名と連記の上、立候補者届け出用紙に必要事項を記載し、締切日までに届出なければならない。選挙管理委員会は公示後ただちに受け付け、立候補者名を発表する。

第10条 当該選挙の定数と立候補者数が同じ時は、信任投票を行う。

第11条 立候補者が当該選挙の定数に満たない時は選挙管理委員会は選挙日程を延期することができる。延期して、なお定数に満たないときは、学級委員会に依頼し、候補者を推薦させることができる。

第12条 学級委員会が推薦の依頼を受けたときは、1・2学年の各クラスより1名ずつの推薦者を選び、学級委員会で選考し、定数を満たす人数を選挙管理委員会に推薦する。

第13条 選挙に関する活動は次の事項に基づいて行わなければならない。

校内に限り且つ授業に支障をきたさないものであること。

ポスターは選挙管理委員会の印を受け、指定された場所に掲示する。

ポスター以外の掲示または文書による運動は認めない。

選挙管理委員会の認めたもの以外に、校内放送、その他放送器具を使用することは認めない。

選挙管理委員会の指定した方法、期間以外の運動は禁ずる。

第 14 条 立会演説会についての細則は選挙管理委員会で決定し、運営する。

第 15 条 投票は所定の投票用紙に選挙管理委員立会のもとに記入し投票する。

第 16 条 投票終了後、選挙管理委員会によって、ただちに開票され、発表される。

第 17 条 有効数字の判定は選挙管理委員会が決定する。

第 18 条 当選は最高得票者とする。ただし、次点者と有効投票総数の 1/20 以上の差を必要とする。

第 19 条 次点者との差が、1/20 に満たない場合は、上位 2 名により決選投票を行う。この場合、上位者を当選とする。

第 20 条 当該立候補者が定員と一致した場合、選挙管理委員会は信任投票を行わなければならない。その場合は、有効投票総数の過半数の信任投票を必要とする。信任されなかった場合は、選挙管理委員会は改めて公示しなくてはならない。

付 則

本細則は、1976 年（昭和 51 年）1 月 28 日より施行する。

本細則は、1993 年（平成 5 年）12 月 1 日に改正して施行する。

本細則は、1998 年（平成 10 年）3 月 17 日に改正し、1998 年（平成 10 年）4 月 1 日より施行する。

本細則は、2026 年（令和 8 年）3 月 19 日に改正し、2026 年（令和 8 年）4 月 1 日より施行する。

生徒会会計細則

第1条 本細則は本会会則の第35条によって定め、会計事務の公正と確実性を図ることを目的とする。

第2条 本細則に定める事項は歳入・歳出予算及び決算報告、その他本会の会計に関するものとする。

第3条 通常会費の変更は評議委員会と総会の3分の2以上の賛成を必要とする。

第4条 臨時会費徴収の必要ある場合は、評議委員会と総会の3分の2以上の承認を得た後、徴収することができる。

第5条 本会の歳入予算は、その年度の生徒会費及びその他の収入をもって構成される。

第6条 本会の歳出予算は、歳入予算を超過しないことを原則とする。

第7条 本会は本会運営のため、次の各経費を計上する。

総務費 部費 予備費

第8条 会計は、本会に属する機関の予算請求に基づいて予算案を作成し、予算案が決定するまでに予算折衝し、評議委員会、総会の承認を得る。

第9条 予算は次の会計年度が始まる前までに決定することを原則とする。

第10条 各機関の歳出予算の超過及び予算項目以外のものの支出は認めない。ただし必要上やむを得ない場合は事前に本部に連絡し承諾を得る。

第11条 休部中はその年度の予算使用を認めない。ただし、必要上やむを得ない場合は事前に本部に申し出る。

第12条 備品その他本会の公有物件が、盗難・紛失または棄損などの事故にあった場合には、直ちにその旨、本部を通じ生徒会顧問に報告し、適切な措置を講ずる。

第13条 決算上、本会の歳出予算に剰余金が生じた場合には、これを翌年度に繰り越すものとする。

第14条 各機関の予算の引き出しは、次の通りとする。

予算の引き出し請求。機関（伝票作成、顧問承認印）→本部会計顧問（承認印）

支払い。本部会計顧問→機関顧問（承認印）→各機関支出伝票用紙は規定のものを使用。

第15条 各機関は領収書をただちに本部に提出せねばならない。

付 則

本細則は、1976年（昭和51年）1月28日より施行する。

本細則は、1993年（平成5年）12月1日に改正し施行する。

本細則は、1995年（平成7年）3月23日に改正し施行する。

本細則は、1998年（平成10年）3月17日に改正し、1998年（平成10年）4月1日より施行する。

本細則は、2011年（平成23年）3月25日に改正し、2011年（平成23年）4月1日より施行する。

生徒会慶弔規定

第1条 本規定は、神奈川県立百合丘高等学校生徒会慶弔規定と称する。

第2条 本規定は、会員に対する慶弔の意を表わすことを目的とする。

第3条 会員死亡の場合には10,000円の香華料を贈る。

第4条 会員の1親等までの死亡の場合には5,000円の香華料を贈る。

第5条 教職員の転退職の場合には粗品を贈る。

第6条 その他、必要と認められる場合には評議委員会の承認を得て適当な金品を贈ることができる。

付 則

本細則は、1976年（昭和51年）1月28日より施行する。

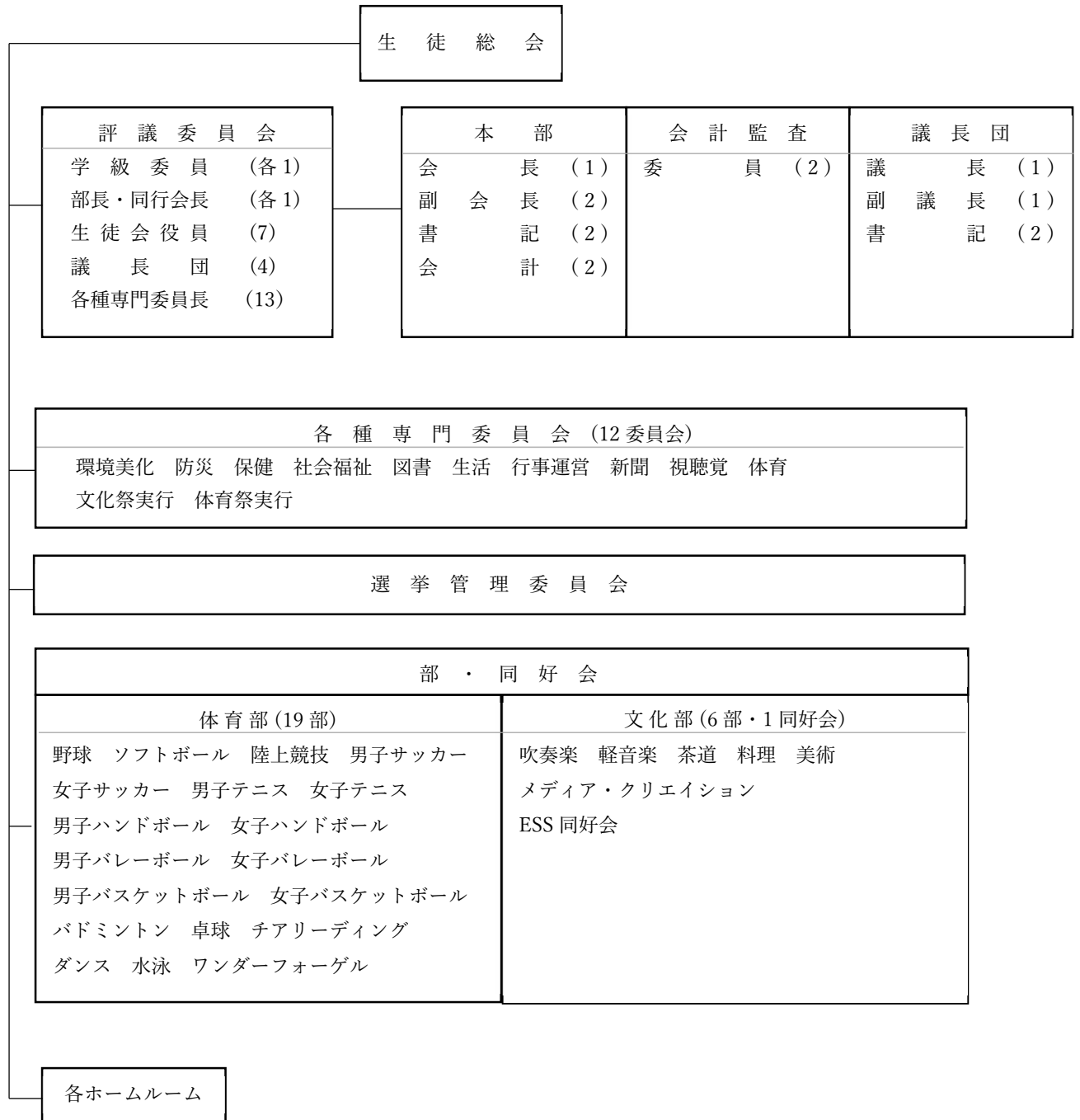
本細則は、1993年（平成5年）12月1日に改正し施行する。

本細則は、1995年（平成7年）12月1日に改正し施行する。

本細則は、1998年（平成10年）3月17日に改正し、1998年（平成10年）4月1日より施行する。

本細則は、2014年（平成26年）3月24日に改正し、2014年（平成26年）4月1日より施行する。

生徒会組織図



同窓会会則

第1条 本会は、神奈川県立百合丘高校同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、事務局を神奈川県立百合丘高校内に置く。

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 特別会員 母校の現旧職員とする。
2. 普通会員 母校の卒業生とする。ただし、入会を希望した転退学生で、幹事会が認めた者とする。

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 役員会の開催
2. ホームページの運営
3. 母校後援に関する諸事業
4. 追悼、謝恩
5. その他の必要な事項

本会は次の役員を置く。

1. 名誉会長（1名） 会長（1名） 副会長（2名） 書記（1名） 会計（1名）
代表幹事（各回期1名） 幹事（各学級1名） 顧問（現職副校長） 会計監査（現職員若干名）

2. 名誉会長は母校学校長とする。

顧問・会計監査は母校現職員より役員会の推薦により委嘱される。

会長・副会長は、役員会において会員中より選任し、役員会出席者の過半数の承認を得て、これを定める。

幹事は、各回期会員各学級より1名選出し、代表幹事を置く。会計・書記は、役員会の互選により選出し、会長が委嘱する。

第7条 役員の仕事は次のように定める。

1. 会長は会務を総括し、本会を代表して諸事業を行う。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、これを代行する。
3. 会計は、本会の会計事務を行い、役員会時に会計報告する。
4. 書記は、記録及び庶務一般を行う。
5. 会計監査は、本会の会計を監査する。
6. 顧問は、本会と母校の連絡調整をする。

第8条 役員会は、次の役員にて構成させる。

会長 副会長 会計 書記 代表幹事

第9条 役員会は必要な都度、会長が招集し議事を審議する。運営上必要な事項は役員会によって決定する。

- 第 10 条 代表幹事は、必要な都度、幹事会を招集し役員会に提案できる。
- 第 11 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第 12 条 本会は、毎年 10 月の第 2 土曜日午後 1 時に母校にて役員会を開く。
- 第 13 条 本会員は、卒業時に終身会費 2000 円を納入する。
- 第 14 条 本会員は、住所・氏名・職業を変更した際に、事務局に通知する。
- 第 15 条 本会則の変更は、役員会出席者の過半数の承認を必要とする。
- 第 16 条 本会則は、昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。
1. 平成 5 年 10 月 9 日改正
 2. 平成 11 年 10 月 9 日改正
 3. 令和元年 10 月 12 日改正